

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の3第2項の規定に基づく

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公開

住 所 福井県越前市大塩町第30号9番地の3
氏 名 株 式 会 社 北 陸 油 化
代 表 取 締 役 高 山 裕 聡

○産業廃棄物処理施設の概要

許 可 年 月 日	平成5年9月30日	許 可 番 号	第5-005号
施 設 の 種 類	汚泥の焼却施設(施行令第7条第3号) 廃油の焼却施設(施行令第7条第5号) 廃プラスチック類の焼却施設(施行令第7条第8号) 産業廃棄物の焼却施設(施行令第7条第13号の2)		
処理する産業廃棄物の種類	【産業廃棄物】 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」) 【特別管理産業廃棄物】 廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ペンゼンもしくは1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。） 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または кадmium、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、または六価クロム化合物もしくは1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。） 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または кадmium、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、または六価クロム化合物もしくは1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。） 汚泥（ кадmium、鉛、砒素もしくはこれらの化合物、または六価クロム化合物もしくは1,4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。） 感染性産業廃棄物		
設 置 場 所	福井県越前市大塩町30字鳥越10番		
処 理 能 力	【混焼能力】 熔融炉稼働時 7.22t/日(稼働時間 8.5時間) 熔融炉停止時 8.0t/日(稼働時間 8時間)		

○維持管理に関する情報（施行規則第12条の7の2第1号関係）

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

年月	産業廃棄物の種類	数量 (t)
当社ホームページ中で「別紙」にて開示します		

ロ 測定に関する事項

① 燃焼室中の燃焼ガス温度（測定位置：燃焼室内）

測定結果の得られた日	令和6年6月28日	測 定 結 果	910℃
測定結果の得られた日	令和5年12月6日	測 定 結 果	919℃

②集じん器に流入する燃焼ガス温度（測定位置：集じん器入口）

測定結果の得られた日	令和6年6月28日	測定結果	220℃
測定結果の得られた日	令和5年12月6日	測定結果	213℃

③排ガス中の一酸化炭素濃度（測定位置：煙突出口付近）

測定結果の得られた日	令和6年7月30日	測定結果	0.0%
測定結果の得られた日	令和5年12月6日	測定結果	0.0%

ハ ばいじんの除去を行った年月日

冷却設備	令和5年11月6日／令和5年5月22日
排ガス処理設備	令和5年11月6日／令和5年5月22日

ニ 排ガス中の測定に関する事項（排ガスの採取位置：煙突出口付近）

① ダイオキシン類

排ガス採取年月日	結果が得られた年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	当該施設に係る基準値
令和5年12月6日	令和5年12月18日	3.6 (ng-TEQ/m ³ N)	10 (ng-TEQ/m ³ N)
令和4年12月13日	令和5年1月5日	0.79 (ng-TEQ/m ³ N)	
令和3年12月1日	令和3年12月15日	1.0 (ng-TEQ/m ³ N)	

② 硫黄酸化物

排ガス採取年月日	結果が得られた年月日	測定結果 (m ³ N/h)	当該施設に係る基準値
令和6年6月28日	令和6年7月30日	0.074 (m ³ N/h) 未満	27 (m ³ N/h)
令和5年12月6日	令和6年1月29日	0.040 (m ³ N/h) 未満	
令和5年6月22日	令和5年7月21日	0.041 (m ³ N/h) 未満	

③ ばいじん

排ガス採取年月日	結果が得られた年月日	測定結果 (g/m ³ N)	当該施設に係る基準値
令和6年6月28日	令和6年7月30日	0.048 (g/m ³ N)	0.25 (g/m ³ N)
令和5年12月6日	令和6年1月29日	0.009 (g/m ³ N)	
令和5年6月22日	令和5年7月21日	0.004 (g/m ³ N)	

④ 塩化水素

排ガス採取年月日	結果が得られた年月日	測定結果 (mg/m ³ N)	当該施設に係る基準値
令和6年6月28日	令和6年7月30日	51 (mg/m ³ N)	700 (mg/m ³ N)
令和5年12月6日	令和6年1月29日	24 (mg/m ³ N)	
令和5年6月22日	令和5年7月21日	3.3 未満 (mg/m ³ N)	

⑤ 窒素酸化物

排ガス採取年月日	結果が得られた年月日	測定結果 (ppm)	当該施設に係る基準値
令和6年6月28日	令和6年7月30日	14 (ppm)	250 (ppm)
令和5年12月6日	令和6年1月29日	6 (ppm)	
令和5年6月22日	令和5年7月21日	11 (ppm)	

【参考】全水銀（施行規則第12条の7の2第1号関係においての公表義務無し）

排ガス採取年月日	結果が得られた年月日	測定結果 (μg/m ³ N)	当該施設に係る基準値
令和6年6月28日	令和6年7月30日	0.7 未満 (μg/m ³ N)	50 (μg/m ³ N)
令和5年12月6日	令和6年1月29日	0.8 未満 (μg/m ³ N)	
令和5年6月22日	令和5年7月21日	0.6 未満 (μg/m ³ N)	